

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

安全衛生理念

当社は、事業活動のあらゆる面で、働くすべての人及び作業によって安全と衛生を優先に考え、活動します。

安全衛生方針

1. 事業場における危険又は有害要因を特定し、リスク(危険源)低減活動を図ります。
2. 労働安全衛生・道路交通法に関する法律及び社内規則・協定等を遵守します。
3. 全社員の協力を得て、自主的な安全衛生活動に積極的に取り組み、継続的な改善・維持向上に努めます。
4. 労働安全衛生マネジメントシステムの適切性、妥当性、有効性について定期的にチェックし、見直しを行ないます。
5. 全社員及び協力会社に対し、必要な教育・啓蒙活動を通じて労働安全衛生の質的向上に務めます。
6. 労働安全衛生方針は、求めに応じて一般に情報公開します。

《安全活動の骨子》

1. 労働災害隠しは絶対にしない。
2. どんなに小さな事故でも再発防止対策を徹底させる。
3. 事故災害情報の共有化を図り、類似事故防止対策を全社で迅速に横展開する。
4. 抑止活動として、OSHMSの展開と併せ安全教育、危険予知訓練(KYT)ヒヤリハット提案の活性化を図る。

《衛生活動の骨子》

1. 労働者の健康の保持増進を図るための定期健康診断の100%実施。
2. 労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進を図る。
3. 労働災害の原因及び再発防止対策で衛生に係るものの実施と運営。

心身とも健康な社員があつて、会社はお客様に高い満足度を提供でき健康こそが、全ての入り口であり、『いきいき健康企業』を宣言し諸施策を講じる。

注：本件につきましては、西暦表記としています。 制定 2002年4月1日
1月～12月での報告となります。 見直し 2017年6月1日